

介護

※1 サービス提供時間 9:00～16:10 (通常規模型 7～9時間未満の利用料金)

項目 認定区分	介護保険対象 (単位)											全額負担		
	基本利用料	サービス提供体制加算(I)	中重度ケア体制加算	ADL維持加算(I)	科学的介護推進体制加算	口腔栄養スクリーニング加算I	入浴介助加算(I)	機能訓練加算(I)イ	機能訓練加算(I)ロ	機能訓練加算II	口腔機能向上訓練加算(II)	昼食代(円)		
要介護1	658	22 (法定諸条件を満たすことで算定)	45 (法定諸条件を満たすことで算定)	30 (LIFEへのデータ提出)	40 (LIFEへのデータ提出)	20 (年2回算定可: 口腔状態、栄養状態についてケアマネに報告)	40 (月1回算定: (I)イ・ロ算定LIFEへのデータ提出)	※ サービス計画書に基づき加算				500		
要介護2	777							56	76	20	160			
要介護3	900							(I)イ・ロ併算定不可 居宅での生活機能を把握、個別機能訓練計画の作成、個別機能訓練の実施					(月1回算定: (I)イ・ロ算定LIFEへのデータ提出)	(月2回算定可: 口腔内の状態により計画書作成 指導および評価)
要介護4	1,023													
要介護5	1,148													

○ 負担割合につきましては、各自負担割合証をご確認ください

※1 利用時間により基本利用料が変更になります

※ 送迎を行わなかった場合、片道47単位、同一建物に居住する利用者様には94単位/回減算されます

※ 介護職員当処遇改善加算(所定単位に9.2%)

様 利用料金 一回あたり(おおよそ) 円

総合

【一日あたり】サービス提供時間 9:00～16:10

項目 認定区分	介護保険対象 (単位)						全額負担
	基本利用料	サービス提供体制加算(I)	科学的介護推進体制加算	口腔栄養スクリーニング加算I	生活機能向上グループ活動加算	口腔機能向上訓練加算(II)	昼食代(円)
要支援1	436	88	40	20	100	160	500
要支援2	447	176					

※サービス計画書により算定

○ 事業対象者につきましては支援1と同じ

○ 負担割合につきましては、各自負担割合証をご確認ください

※ 送迎を行わなかった場合、片道47単位、同一建物に居住する利用者様には94単位/回減算されます

※ 介護職員当処遇改善加算(所定単位に9.2%)

様 利用料金 一回あたり(おおよそ) 円

要支援1 最大5回まで 5回目は食費含め3,000円の実費
要支援2 最大9回まで 9回目は食費含め3,000円の実費

(2)お支払い方法

ア. 事業所は、利用料金を1ヶ月ごとに計算しご請求いたしますので、翌月末日までに下記のいずれかの方法でお支払いください。

1. 指定口座への振込み	①大船渡市農協 世田米支店(普) 4170744 ②住田郵便局 (普)02200-3-55240
2. 口座からの自動引き落とし	①大船渡市農協 ②住田郵便局 ※引き落とし口座の届出が必要です

アールズ指定通所介護事業所 アールズ指定総合事業: 説明同意者 様

重要事項説明書【別紙】 R6年6月1日現在 代理人 様

契約者との続柄又は関係

()